

令和7年3月11日
千葉県報第14022号 別冊

令和6年度

千葉県包括外部監査結果報告書

千葉県包括外部監査人
公認会計士 松本達之

目次	ページ
第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3 事件を選定した理由	1
4 監査の内容	1
(1) 監査の実施目的	1
(2) 監査基準	2
(3) 監査における問題意識	2
(4) 監査の視点	5
(5) 主な監査手続の概要	12
(6) 指摘事項及び意見	12
(7) 監査対象	12
5 監査の実施期間	33
6 監査従事者	33
7 利害関係	34
第2 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行の概要	35
1 基本概念	35
2 強制徴収公債権	41
3 非強制徴収公債権及び私債権	42
4 徴収困難な債権に関するその他の義務的手続	43
5 債権放棄	44
第3 包括外部監査の結果	46
I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）	46
1 健康福祉部	49
(1) 山武健康福祉センター、長生健康福祉センター	49
(2) 健康福祉指導課	49
(3) 児童家庭課	49
(4) 障害者福祉推進課	50
(5) 障害福祉事業課、児童家庭課	50
(6) 中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所	50
(7) 医療整備課	50
2 商工労働部	51

(1) 経済政策課	51
3 農林水産部	51
(1) 団体指導課	51
(2) 環境農業推進課	52
4 県土整備部	52
(1) 道路整備課	52
(2) 道路環境課	52
(3) 河川環境課	52
(4) 港湾課	52
(5) 公園緑地課	53
(6) 住宅課	53
5 企業局	53
(1) 管理部業務振興課	53
(2) 水道部浄水課	53
(3) 水道部給水課	53
(4) 土地管理部土地事業調整課	54
6 公安委員会	54
(1) 交通部交通指導課	54
II 監査の総括的意見	54
1 監査において確認されたリスクについて	54
(1) 膨大な債権回収事務や、許可等の相手方の事業の健全性評価	54
(2) 財務書類の作成	55
2 リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について	56
(1) 規程やガイドライン等の周知と理解の徹底、及びそれに準拠した事務処理	56
(2) 財務書類の作成	56
3 問題の根本原因と改善方向について	57
III 各論としての監査結果	58
1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	58
(1) 概要	58
(2) 手続	63
(3) 結果	64
① 証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）	64
② 担当者間の連携について（ウ、意見）	69
2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	69
(1) 概要	69

(2) 手続	73
(3) 結果	73
① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見）	73
② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）	74
③ 違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）	76
3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ..	77
(1) 概要	77
(2) 手続	79
(3) 結果	79
① 滞納処分の執行停止について（意見）	79
② 滞納処分（強制執行）について（意見）	80
③ 分割納付の受入体制について（意見）	80
④ 負担金の算定方法及び算定基準について（意見）	81
4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金	85
(1) 概要	85
(2) 手続	86
(3) 結果	87
① 調定減額について（指摘）	87
② 債務承認について（意見）	88
③ 児童扶養手当返還金の調定期限について（意見）	89
5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請 求事件に係る求償金	90
(1) 概要	90
(2) 手続	92
(3) 結果	92
① 訴訟費用の未請求について（意見）	92
② 債権回収に向けた手続の進捗について（意見）	93
6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負 担分	94
(1) 概要	94
(2) 手続	96
(3) 結果	96
① 遅延損害金について（ア、意見）	96
7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金	98
(1) 概要	98
(2) 手続	102

(3) 結果	102
① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見）	102
② 滞納整理の手続について（ア～オ、意見）	103
③ 児童措置費負担金の支払手段について（意見）	104
8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納	105
(1) 概要	105
(2) 手続	107
(3) 結果	107
① 延滞利子の調定について（意見）	107
② 辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘）	109
③ 未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）	109
9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	110
(1) 概要	110
(2) 手続	115
(3) 結果	115
① 遅延損害金等について（#1～11・#32～39、意見）	115
② 協力金支給時の手続の対応について（#4（G）・#5～7（A）・#8～10（H I J）、意見）	117
10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金）	118
(1) 概要	118
(2) 手続	120
(3) 結果	120
① 債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）	120
② 連帯保証人に対する催告について（ウ、指摘）	122
11 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	124
(1) 概要	124
(2) 手続	126
(3) 結果	126
① 遅延損害金について（ア、意見）	126
② 林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（ア、意見）	127
③ 債権放棄について	128
12 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金）	130
(1) 概要	130
(2) 手続	133
(3) 結果	133

①	財産調査の同意書の取得について（ア、意見）	133
②	農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）	135
13	農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金）	136
(1)	概要	136
(2)	手続	139
(3)	結果	139
①	遅延損害金について（ア・イ、意見）	139
②	債権放棄について	141
14	農林水産部・環境農業推進課：平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	144
(1)	概要	144
(2)	手続	145
(3)	結果	146
①	延滞金の通知について（ア、意見）	146
②	債権管理コストの見直しについて（ア、意見）	148
15	県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）	151
(1)	概要	151
(2)	手続	152
(3)	結果	152
①	訴訟費用について（意見）	152
16	県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金	152
(1)	概要	152
(2)	手続	153
(3)	結果	153
①	分納誓約について（ア、意見）	153
②	滞納処分について（ア、意見）	154
17	県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金	154
(1)	概要	154
(2)	手続	155
(3)	結果	155
①	早期の滞納処分について（ア・イ、意見）	155
18	県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	156
(1)	概要	156

(2) 手続	157
(3) 結果	157
① 遅延損害金の請求について (ア・イ・ウ・エ、意見)	157
② 法的措置について (ア・イ・ウ・エ、指摘)	158
③ 債務者の特定について (エ、指摘)	158
19 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権 (青葉の森公園プランター盗難)	159
(1) 概要	159
(2) 手続	160
(3) 結果	160
① 債務名義の取得について (ア・イ・ウ、指摘)	160
20 県土整備部・住宅課：県営住宅家賃 (使用料)	161
(1) 概要	161
(2) 手続	164
(3) 結果	164
① 納付誓約書の処理について (ア・エ・オ・カ・キ・ク・コ、指摘) ...	164
② 法的措置について (ウ・エ・キ・ク・ケ、指摘)	164
③ 入居許可を取消した後の納付誓約について (オ、指摘)	165
④ 納付誓約の債務名義化について (エ・オ・カ・キ・ク・コ、意見) ...	166
⑤ 保証人に送付する納付書について (共通、意見)	166
21 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益 (水道料金)	167
(1) 概要	167
(2) 手続	168
(3) 結果	168
① 分納誓約書について (ア・イ・ウ・エ・セ・ソ、指摘)	169
22 企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金	169
(1) 概要	169
(2) 手続	169
(3) 結果	170
① 債権回収のための手続について (意見)	170
23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益 (原因者負担による修繕収益等)	170
(1) 概要	170
(2) 手続	171
(3) 結果	171
① 記録・文書の整備について (ア・イ、指摘)	171
② 回収事務の管理について (ア・イ、指摘)	172

③ 遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、指摘）	172
④ 法的措置の検討について（ア・イ、指摘）	173
24 企業局・水道部・給水課：給水申込納付金	173
(1) 概要	173
(2) 手続	173
(3) 結果	174
① 中止届の提出勧告について（ア、意見）	174
25 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等） ...	174
(1) 概要	174
(2) 手続	175
(3) 結果	175
① 回収事務の管理について（ア・イ、指摘）	175
② 請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）	176
26 企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金	176
(1) 概要	176
(2) 手続	177
(3) 結果	178
① 利用料金の取扱いについて（ア、意見）	178
27 公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金	180
(1) 概要	180
(2) 手続	182
(3) 結果	184
① 滞納者の管理下でない車両の盗難届について（ア、意見）	184

凡例

正式名称	本報告書上の表記
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	自治法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）	自治令
国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）	国家賠償法
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）	地方税法
刑法（明治 40 年法律第 45 号）	刑法
民法（明治 29 年法律第 89 号）	民法
民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）	執行法
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護法
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	母子父子寡婦福祉法
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉法
児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）	児童扶養手当法
農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）	農業改良資金融通法
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路法
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川法
千葉県行政文書管理規則（平成 13 年千葉県規則第 30 号）	文書管理規則
千葉県行政文書規程（昭和 61 年千葉県訓令第 13 号）	文書規程
千葉県事務委任規則（昭和 31 年千葉県規則第 33 号）	事務委任規則
千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）	財規
千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号）	補助金規則
千葉県債権管理条例（令和 5 年千葉県条例第 1 号）	債権管理条例
千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和 37 年条例第 33 号）	保健師等修学資金条例
債権管理適正化の手引（令和 6 年 8 月改定版）	債権管理適正化の手引

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

自治法第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）。ただし、令和5年度決算書は令和6年11月に公表されたため、令和4年度の決算情報を基にサンプルを抽出している。

3 事件を選定した理由

令和5年3月17日に公布・施行された「千葉県債権管理条例」による事務手続に与える影響は、令和5年度からであると考えられることから、「公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」は令和6年度に実施すべきであると判断をしていたところであるが、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」を拝見したところ、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3 要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を、次のように継続して提起している。

「(1) 滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を的確に把握し、最大限活用してください。」

このうち、県として裁量の範囲が大きいのは、(1)であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とすべきであると判断した。

4 監査の内容

（1）監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機

能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにありと認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

「(1) 監査の実施目的」にも記載した通り、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の「当初予算要求通知のポイント」において、毎年、「厳しい財政状況の中でも、真に必要な県民サービスを提供していくためには、全庁を挙げて財源確保に取り組みつつ、限られた予算を有効に活用する必要がある」として、「第3要求基準について」において、「1 歳入」に対する方針を継続して提起しているところだが、県として裁量の範囲が大きいのは「(1) 滞納整理の促進や未収金の解消、未利用県有地等の処分、受益者負担の適正化などにより、歳入確保に努めてください。」であることから、歳入確保にかかる事務手続を監査対象とした。

このうち、さらに、収入未済の回収事務手続に範囲を絞った。

収入未済は県の債権であり、集金することは当然の権利であるが、債務者等、相手方の事情を考慮する必要がある、回収事務手続には様々な困難があることは十分に想定できることである。しかし、県の回収事務手続にかかる費用を考慮することなく、回収事務手続を完済するまで継続することは、必ずしも、「財源確保」にはならないことも考えられることから、回収事務手続にかかる費用と回収可能債権額との関係をどのように整理しているかについても検証を行うこととした。

この点については、県としても次のような文書を公表しているところである。

- ①「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」(平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議)

②「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」（平成 28 年 10 月 14 日総務部長）

③「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和 5 年 6 月 28 日総務部長）

なお、③に先立って、令和 5 年 3 月 17 日に「千葉県債権管理条例」が公布・施行されている。これは県としての現在の検討結果を示したものであると理解している。

すなわち、この条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、同条例第 9 条第 1 項各号のいずれかの条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる。」こととし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

千葉県債権管理条例

令和 5 年 3 月 17 日

千葉県条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 240 条第 4 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- 二 非強制徴収債権 県の債権のうち、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金等に係る債権以外のものをいう。

（法令等との関係）

第 3 条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（知事等の責務）

第 4 条 知事及び地方公営企業の管理者（以下「知事等」という。）は、法令及び条例の定めるところにより、県の債権を適正に管理し、これに係る収入を厳正に確保し

なければならない。

(体制の整備)

第5条 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、その管理の適正化を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(管理の原則)

第6条 県の債権の管理に関する事務は、当該県の債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(督促等)

第7条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、その督促、滞納処分、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(滞納処分の執行の停止等)

第8条 知事等は、県の債権について、地方自治法その他の法令の定めるところにより、必要に応じて、その滞納処分の執行の停止、徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該県の債権に係る債務の免除をするものとする。

(放棄)

第9条 知事等は、非強制徴収債権について次の各号（時効による消滅について時効の援用を要しないものにあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）。
- 二 債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 三 法人である債務者について、破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項又は第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。
- 四 破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

五 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定による措置をとった日から3年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。

2 知事等が前項の規定による放棄をしたときは、知事は、速やかにこれを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（4）監査の視点

県の債権回収事務手続、すなわち、収入未済額の回収事務手続は、対象とする債権の種類によって、実施できる手続が異なっている。

県の債権は、次のように分類される。

債権は、その発生原因により、公法上の債権、私法上の債権の大きく2種類に分けることができる。地方公共団体が法人として有する権能には、行政権の主体として一般人の有しない特別の権能と、一般私人の持つ権能と同等の権能とがあり、前者の権能に基づき発生する債権が「公法上の債権」（以下「公債権」という。）であり、後者の権能に基づき発生する債権が「私法上の債権」（以下「私債権」という。）であると整理することができる。

「公法上の債権」は、さらに、強制徴収ができる債権（滞納処分規定のあるもの。以下「強制徴収公債権」という。）と、強制徴収ができない債権（滞納処分規定のないもの。以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

本手引での記載をはじめ、本県の債権管理においては、この3種類の分類を基礎に各種の調査や通知等を行ってきており、各所属において管理している債権が、強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権のいずれに該当するかによって、事務手続は大きく異なるため、担当課は、その所管する債権の種類を確実に把握しておく必要がある。

表2 債権の分類

債 権	○ 地方自治法上の債権 (地方自治体が保有する 金銭債権) 自治法第240条第1項	公 債 権	強制徴収公債権
			非強制徴収公債権
		私債権	
	○ その他の債権 (金銭債権以外の債権)		

出典：債権管理適正化の手引

以下、債権管理適正化の手引により、債権の内容及び債権の種類ごとの事務処理の流れを確認しておく。

表3 債権の分類別特徴

	発生原因	強制徴収	時効
強制徴収公債権	公法上の原因 (行政処分等)	強制徴収可 (主に地方税法の例によるものとされている)	権利を行使することができる時から5年 (時効の援用を要しない)
非強制徴収公債権		強制徴収不可 (裁判上の手続を要する)	
私債権	私法上の原因 (契約や不法行為など、主に民法に基づく)		「権利行使をできることを知った時から5年」又は「権利を行使することができる時から10年」 (時効の援用を要する)

表4 債権の分類例

分類	債権の例	判断の根拠など
強制徴収 公債権	分担金	自治法第224条、第231条の3
	加入金	自治法第226条、第231条の3
	過料	自治法第14条第3項、第231条の3
	道路占有料	道路法第73条第3項 (※3)
	河川占用料	河川法第74条第3項 (※3)
	児童福祉費負担金	児童福祉法第56条第5項 (※3)
	生活保護費弁償金 (※1)	生活保護法第78条第4項 (※3)
	生活保護費返還金 (※2)	生活保護法第77条の2 (※3)
非強制徴収 公債権	給与過誤払金返還金	(※4)
	県立学校授業料	使手条例第3条
	行政財産使用料	自治法第225条
私債権	貸付金償還金	金銭消費貸借契約
	生産物売払い代金	売買契約
	普通財産貸付収入	賃貸借契約
	公営住宅家賃	賃貸借契約 (最判S59.12.23) (※5)
	公立病院の診療費	最判H17.11.21 (※6)
	水道料金	最判H15.10.10 (※6)

- ※1 生活保護費弁償金については、平成26年度に生活保護法が改正されたことにより強制徴収の条項が追加された。この法改正よりも前に発生した弁償金債権については、非強制徴収公債権であるため、注意を要する。
- ※2 生活保護費返還金については、平成30年度に生活保護法が改正され、その全部又は一部について強制徴収できる旨の条項が追加された。
- ※3 強制徴収ができる根拠条文を示している。
- ※4 恩給給与金の過誤払金の返還請求権を公債権とした内閣法制局の意見(S33.2.4 法制意見)による。
- ※5 本判決は明渡しについて判示されたものであり、債権の取扱いは各自治体で判断が分かれている。本県では私債権として取り扱っている。
- ※6 これらの最高裁判決が示される前は、公債権として取り扱われていた。

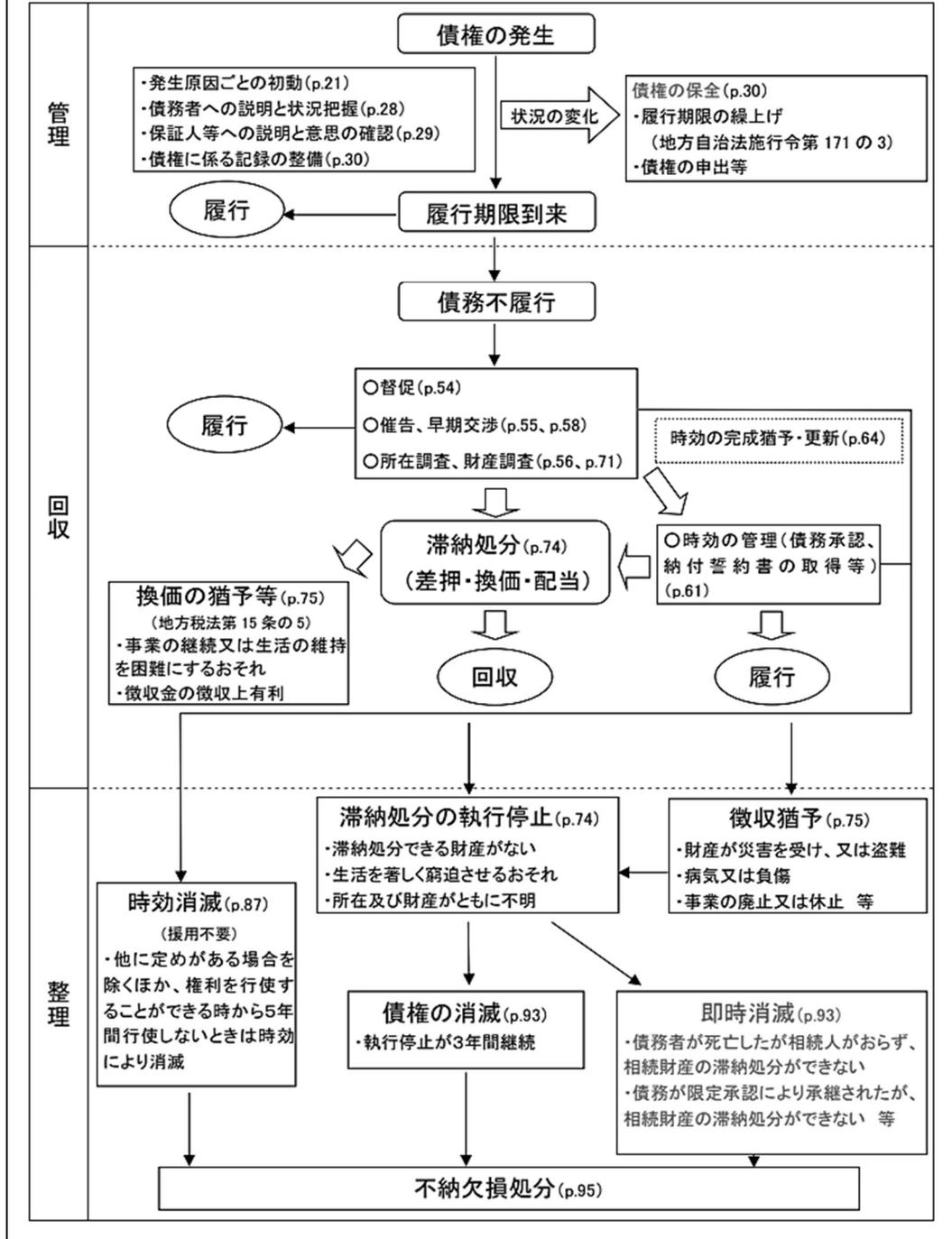
※「使手条例」とは、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）のことをいう。

表5 債権管理事務の法的根拠

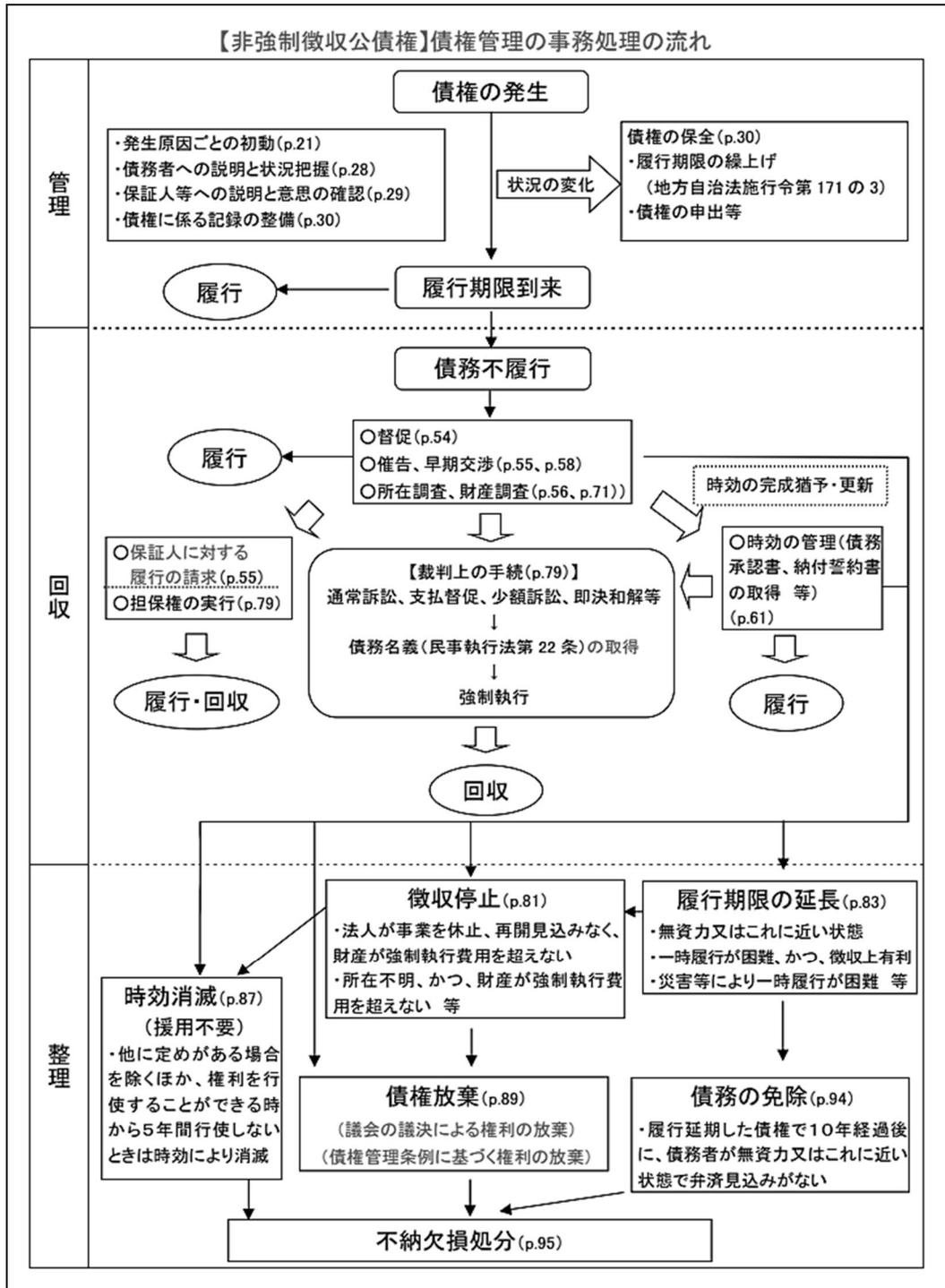
	参照	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知 (参照ページは時効 更新に係る説明)	P 65	自治法第231条		
督促	P 54	自治法第231条の3第1項	自治法第240条第2項 自治令第171条	
手数料・延滞金	—	自治法第231条の3第2項	民法第415条、第419条 (債務不履行)	
送達・公示送達	P 54	自治法第231条の3第4項 地方税法第20条、第20条の2	民法第97条、第98条	
滞納処分 の執行停止 徴収停止	P 74 P 81	地方税法 第15条の7	自治法第240条第3項 自治令第171条の5	
徴収の猶予 履行期限の延長	— P 83	地方税法第15条	自治法第240条第3項 自治令第171条の6	
納入義務の消滅 債務の免除	P 89 ～ P 95	地方税法 第15条の7第5項	自治法第240条第3項 自治令第171条の7 自治法第96条第10号(議決による債権放棄) 千葉県債権管理条例第9条	
滞納処分 強制執行等	P 74 P 78	自治法第231条の3 第3項	自治法第240条第2項 自治令第171条の2	
徴収猶予の取消し 期限の利益の喪失	— P 84	地方税法 第15条の3	自治法第240条第2項 自治令第171条の3	
債権の申出等	P 76 P 85	国徴法第82条	自治法第240条第2項 自治令第171条の4	
時効期間	P 63	自治法第236条第1項	民法第166条ほか	
時効の援用	P 67	自治法第236条第2項	民法第145条	
時効完成猶予事由・ 更新事由	P 64	自治法第236条第4項 民法第147条～152条		

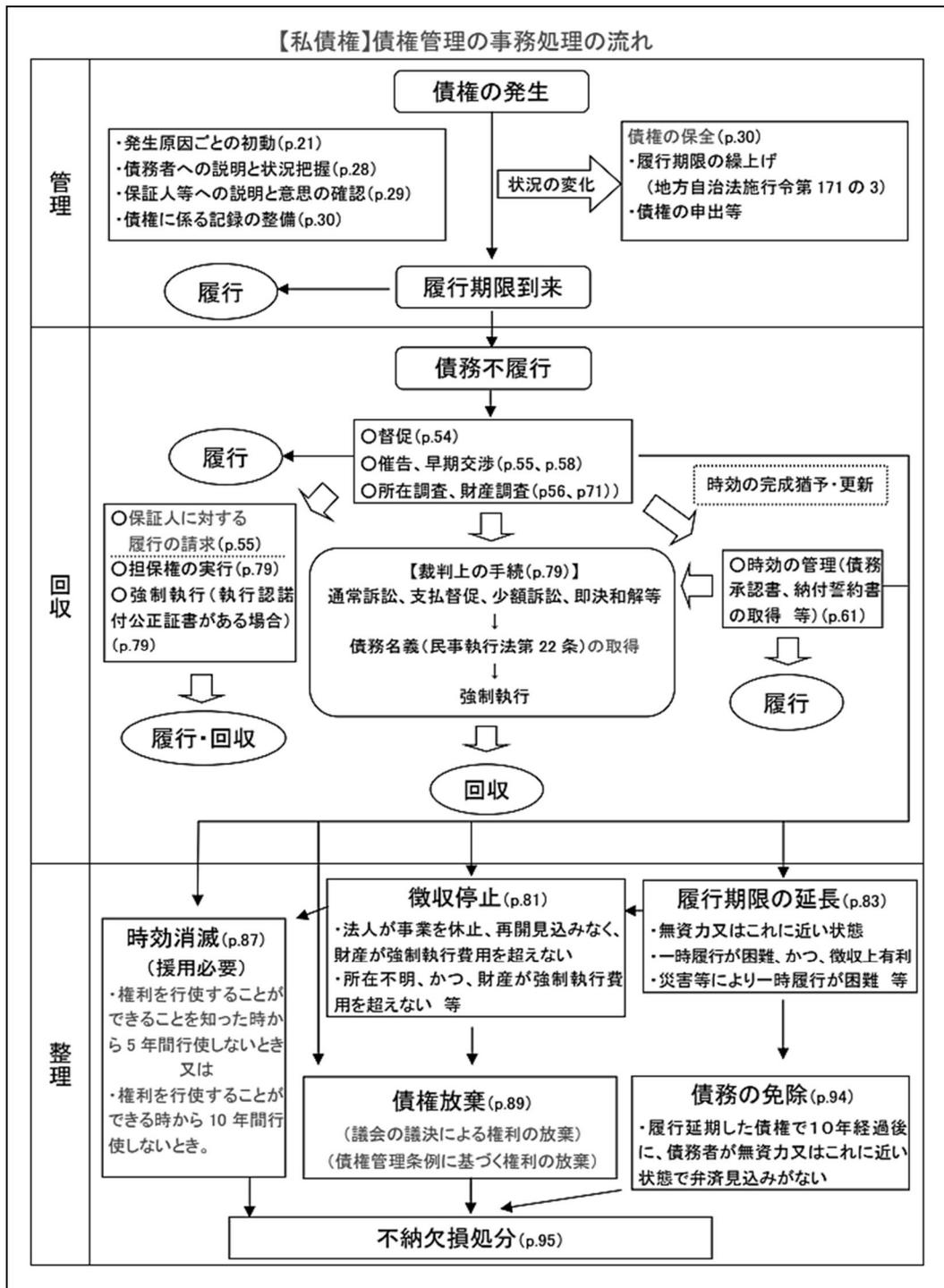
※「国徴法」とは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）のことをいう。

【強制徴収公債権】債権管理の事務処理の流れ



【非強制徴収公債権】債権管理の事務処理の流れ





上記の手引に従って、回収事務手続が適切に実施されているか、特に、次の事務処理手続に移行する際の判断や、書面の作成について検証を行うことで、事務処理手続が手引や諸規定に従って遂行されているかを確認することができる。

また、債権放棄の判断の時期や判断の妥当性については、県の方針に沿うものとなっているかに留意したい。

(5) 主な監査手続の概要

- ① 各監査対象部局から対象収入未済の計上、回収過程、最終処分までに係る証拠の確認、担当者に対する確認等の手続実施
- ② その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」の関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。

指摘事項とは、主に合规性に関する事項（法令、条例、規則、規程又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘事項及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

令和5年度の県の組織は以下のとおりである。

知事部局

知事部局(本庁：8部、92課 出先機関：131機関)

総務部(12課 出先機関26機関)

総務部デジタル改革推進局(3課)

総合企画部(10課 出先機関2機関)

防災危機管理部(4課 出先機関1機関)

健康福祉部(13課 出先機関33機関)

環境生活部(10課 出先機関2機関)

環境生活部スポーツ・文化局(3課 出先機関4機関)

商工労働部(8課 出先機関8機関)

農林水産部(10課 出先機関20機関)

農林水産部水産局(3課 出先機関7機関)

県土整備部(12課 出先機関22機関)

県土整備部都市整備局(6課 出先機関6機関)

出納局

<p>公営企業</p> <p>企業局（本庁：4部、12課 出先機関17機関）</p> <p> 管理部（4課 出先機関5機関）</p> <p> 水道部（3課 出先機関9機関）</p> <p> 工業用水部（2課 出先機関3機関）</p> <p> 土地管理部（3課）</p> <p>病院局（1課 出先機関6機関）</p> <p>県議会</p> <p>行政委員会</p> <p> 教育委員会</p> <p> 公安委員会</p> <p> 選挙管理委員会</p> <p> 監査委員</p> <p> 人事委員会</p> <p> 労働委員会</p> <p> 海区漁業調整委員会</p> <p> 内水面漁場管理委員会</p> <p> 収用委員会</p>
--

出典：令和5年4月1日付け県の組織体制概要に基づき監査人作成

上記組織のうち、収入未済額の管轄所属は債権ごとに分かれているが、網羅的に監査対象とするのではなく、収入未済額残高の大きなものから選定することとした。

抽出は、「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

所屬	債権名称	R3未済額	R4未済額	(過年末済額)	(現年末済額)	債務者数	R4未済額/債権者数	増減(R3-R4)	不納欠損額	(時効等)	(債権放棄)	債権区分
企業	業務振興課	756,826,652	684,490,761	216,775,490	477,717,271	不明	23,555,365	-62,335,891	-37,790	-37,790		私債権
環境	産業物指導課	762,760,228	659,550,231	659,550,231	0	28	366,128,600	-103,209,997				強制徴収公債権
総務	政策法務課	366,128,600	366,128,600	366,128,600	0	0	366,128,600	0	0	0		私債権
環境	政策法務課	340,745,131	340,725,131	340,725,131	0	4	85,181,283	-20,000				私債権
県土	住宅課	320,525,282	309,730,503	251,255,753	58,474,750	1,500	206,487	-10,794,759	-684,400			私債権
健康	児童家庭課	248,423,043	241,816,783	230,454,362	11,362,421	2,048	101,563	-14,082,496	-433,858			私債権
健康	児童家庭課	222,084,340	203,001,844	95,763,928	112,237,916	1,215	169,237	16,074,601				強制徴収公債権
健康	児童家庭課	189,548,284	205,622,885	162,123,463	43,512,622	578	272,065	23,294,725	-20,866,750			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	133,959,053	157,253,778	110,313,573	46,940,205	0	37,363,286	0	0			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	74,726,572	74,726,572	74,726,572	0	2	72,189,880	72,189,880	0			私債権
健康	児童家庭課	56,458,940	68,803,760	62,209,480	62,594,280	36	1,911,216	12,344,820				私債権
健康	児童家庭課	104,938,300	63,658,700	13,476,700	50,182,000	28	2,273,525	-41,279,600				強制徴収公債権
健康	児童家庭課	45,790,366	45,790,366	45,790,366	0	1	45,790,366	0	0			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	48,088,672	42,823,791	37,280,073	5,543,718	125	342,590	-5,264,881	-7,560,484			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	41,391,032	42,656,802	38,706,309	3,950,493	13	3,281,292	1,265,770				私債権
健康	児童家庭課	41,146,287	41,086,287	41,086,287	0	2	20,543,144	-60,000				私債権
健康	児童家庭課	89,039	36,948,929	1,395,989	35,552,940	54	684,239	36,859,890				私債権
健康	児童家庭課	36,750,000	36,750,000	36,750,000	0	1	36,750,000	0	0			私債権
健康	児童家庭課	35,557,000	33,692,000	33,692,000	0	6	5,615,333	-1,865,000				私債権
健康	児童家庭課	30,038,423	31,833,540	23,861,340	7,972,200	0	1,795,117	1,795,117				私債権
健康	児童家庭課	33,773,982	27,596,282	26,855,282	741,000	140	197,116	-6,177,700	-5,244,000			私債権
健康	児童家庭課	26,451,134	26,451,134	26,451,134	0	1	26,451,134	0	0			私債権
健康	児童家庭課	23,441,380	24,141,100	19,248,780	4,892,320	139	173,677	699,720	-3,576,880			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	22,596,571	24,074,563	21,283,568	2,790,995	76	316,771	1,477,992				強制徴収公債権
健康	児童家庭課	19,400,742	19,378,742	19,378,742	0	2	9,689,371	-22,000				強制徴収公債権
健康	児童家庭課	15,241,600	19,061,100	14,144,800	4,916,200	414	46,041	3,819,500				私債権
健康	児童家庭課	16,265,000	16,265,000	16,265,000	0	1	16,265,000	0	0			私債権
健康	児童家庭課	0	15,929,846	0	15,929,846	1	15,929,846	15,929,846				私債権
健康	児童家庭課	18,164,860	15,794,860	15,794,860	0	4	3,948,715	-2,370,000				私債権
健康	児童家庭課	14,282,890	15,421,560	11,324,690	4,096,870	74	208,399	1,138,670	-2,691,800			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	13,108,290	13,108,290	13,108,290	0	1	13,108,290	0	0			私債権
健康	児童家庭課	13,744,970	12,794,970	12,794,970	0	2	6,397,485	-950,000				私債権
健康	児童家庭課	10,014,148	11,684,778	8,799,128	2,885,650	66	177,042	1,670,630	-1,147,020			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	9,851,919	9,624,110	13,500	0	1	9,597,295	-227,809				私債権
健康	児童家庭課	8,991,800	8,594,200	7,749,200	845,000	307	27,994	-397,600				私債権
健康	児童家庭課	6,556,612	6,556,612	6,556,612	0	1	6,556,612	0	0			私債権
健康	児童家庭課	6,737,270	6,480,965	6,480,965	0	21	308,617	-256,305				私債権
健康	児童家庭課	5,465,000	5,465,000	5,465,000	0	2	2,732,500	0	0			私債権
健康	児童家庭課	424,918	5,448,213	5,205,289	242,924	13	419,093	5,023,295				私債権
健康	児童家庭課	944,776	5,202,512	537,862	4,664,650	20	280,126	4,284,524	-191,257			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	4,474,260	4,979,390	4,034,227	945,163	87	57,234	505,130	-78,862			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	0	4,898,500	0	4,898,500	7	699,786	4,898,500				私債権
健康	児童家庭課	3,591,000	3,682,473	3,591,000	91,473	2	1,841,237	91,473				私債権
健康	児童家庭課	2,950,095	3,643,050	1,032,500	2,610,550	59	61,747	692,965	-198,000			強制徴収公債権
健康	児童家庭課	2,865,550	2,865,550	2,865,550	0	4	716,388	3,586,000	0			私債権
健康	児童家庭課	2,517,650	2,285,650	2,285,650	0	2	1,142,825	-232,000				私債権

監査人作成：令和4年度決算書「一般会計税外収入未済額」「特別会計税外収入未済額」「企業会計収入未済額」の令和4年度収入未済額上位50件

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、「債権名称」ごとにサンプルを抽出する作業が必要となったが、少なくともこの50件に入った所属は漏れなく対象とするように絞り込みを行った。

この結果、以下の債権名称の収入未済額をサンプル母集団とした。

部門	所属	債権名称	令和4年度収入未済額	債権区分
総務	政策法務課	公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与	366,128,600	私債権
健福	健康福祉指導課	生活保護費弁償金(強制徴収公債権分)	24,074,563	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	母子福祉資金貸付金(元金)	241,816,783	私債権
健福	児童家庭課	児童措置費扶養義務者負担金	157,253,778	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金(違約金)	31,833,540	私債権
健福	児童家庭課	児童福祉施設費扶養義務者負担金	15,421,560	強制徴収公債権
健福	児童家庭課	児童扶養手当返還金	11,684,778	非強制徴収公債権
健福	児童家庭課	寡婦福祉資金貸付金(元金)	9,624,110	私債権
健福	児童家庭課	東京高等裁判所平成20年(ネ)第444号損害賠償請求事件に係る求償金	6,556,612	私債権
健福	障害者福祉推進課	自立支援医療(精神通院医療)に係る公費負担分の返還	13,108,290	私債権
健福	障害福祉事業課	児童措置費負担金	24,141,100	強制徴収公債権
健福	医療整備課	保健師等修学資金貸付金返納	27,596,282	私債権
環境	ヤード・残土対策課	行政代執行費用の原因者等への費用求償	72,189,880	強制徴収公債権
商工	経済政策課	千葉県感染症拡大防止対策協力金返還金	4,898,500	私債権
商工	経営支援課	設備近代化資金貸付事業等償還金	15,794,860	私債権
農林	団体指導課	農業改良資金(違約金)	42,656,802	私債権
農林	団体指導課	林業・木材産業改善資金(貸付金の償還金)	41,086,287	私債権
農林	団体指導課	農業改良資金(貸付金の償還金)	33,692,000	私債権
農林	団体指導課	就農支援資金(貸付金の償還金)	5,465,000	私債権
農林	環境農業推進課	平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	16,265,000	私債権
県土	用地課	建物収去土地明渡し等請求事件判決の確定による損害賠償金	26,451,134	私債権
県土	道路整備課	訴訟により支払いが命じられた損害賠償(質料相当損害金)	15,929,846	私債権
県土	道路環境課	県道への土砂流入に伴う原因者負担金	3,682,473	私債権
県土	河川環境課	河川法に基づく原因者負担金	74,726,572	強制徴収公債権
県土	河川環境課	行政代執行費用(海の家・急傾斜地)	19,378,742	強制徴収公債権
県土	河川環境課	債権譲渡を受けた債権の行使(海の家撤去に係る強制執行)	2,285,650	私債権
県土	港湾課	船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	2,865,550	私債権
県土	公園緑地課	損害賠償請求権(青葉の森公園プランター盗難)	3,586,000	私債権
県土	住宅課	県営住宅家賃(使用料)	309,730,503	私債権
県土	住宅課	県営住宅駐車場使用料	8,594,200	私債権
企業	業務振興課	千葉県水道事業給水収益(水道料金)	694,490,761	私債権
企業	浄水課	調停条項による損害賠償金	36,750,000	私債権
企業	浄水課	電力供給契約解除による損害賠償金	9,597,295	私債権
企業	給水課	受益工事収益(原因者負担による修繕収益等)	68,803,760	私債権
企業	給水課	給水申込納付金	63,658,700	私債権
企業	給水課	雑収益(不用管売却益)	12,794,970	私債権
企業	給水課	雑収益(損失水量、量水器等亡失弁償金)	5,202,512	私債権
企業	土地事業調整課	幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金	45,790,366	私債権
病院	経営管理課	医業収益に係る未収金	208,001,844	私債権
教育	財務課	奨学資金貸付金返納	205,622,885	私債権
警察	交通部交通指導課	放置違反金	50,041,000	強制徴収公債権

監査人作成：令和6年度包括外部監査対象一覧

各サンプル母集団から、サンプルを抽出した方法は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」に記載する。

以上から、監査対象部局は以下のとおりとした。

【知事部局】

- ・ 総務部
政策法務課
- ・ 健康福祉部

健康福祉指導課、児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、
医療整備課

・環境生活部

ヤード・残土対策課

・商工労働部

経済政策課、経営支援課

・農林水産部

団体指導課、環境農業推進課

・県土整備部

用地課、道路整備課、道路環境課、河川環境課、港湾課、公園緑地課、
住宅課

【企業局】

・管理部

業務振興課

・水道部

浄水課、給水課

・土地管理部

土地事業調整課

【病院局】

経営管理課

【教育委員会】

・企画管理部

財務課

【公安委員会】

・交通部

交通指導課

選定した監査対象所属の分掌事務は、千葉県組織規程、千葉県企業局組織規程、
千葉県病院局組織規程、千葉県教育委員会行政組織規則、千葉県警察の組織に関
する規則によれば、次のように規定されている。

ア 知事部局

総務部 政策法務課

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の受発、記録、配付、審査、浄書、編さん及び保存に関する事。
- 三 公告式、県報及び県例規集の編さん及び発行並びに官報報告に関する事。

- 四 政策法務に関すること。
- 五 地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会及び委員の権限に属する事務に係る条例の立案に関すること。
- 六 法規審査及び法令の解釈その他法制に関すること。
- 七 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）、使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）の立案に関すること。
- 八 訴訟に係る事務の総括に関すること。
- 九 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。行政書士及び行政書士法人に関するものに限る。）の施行に関すること。
- 十 損害賠償事故に係る事務の総括に関すること。
- 十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。第十三号において「整備法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第二条の規定によりなお従前の例によることとされる信託のうち同法第一条の規定による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）に規定する公益信託に係る事務の総括に関すること。
- 十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に関すること。
- 十三 整備法第一章第四節第五款の規定の施行に関すること（移行法人に係るものに限る。）。
- 十四 文書館に関すること。
- 十五 公益認定等審議会に関すること。
- 十六 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）の施行に関すること。

健康福祉部 健康福祉指導課

- 一 保健、医療及び福祉に関する統計調査（部内他課において所掌するものを除く。）並びに人口動態統計調査に関すること。
- 二 地域福祉に関すること。
- 三 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）の指導監督に関すること。

- 四 社会福祉研修に関すること。
- 五 社会福祉主事の養成機関等並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定等に関すること。
- 六 社会福祉法人等の運営管理、入所者処遇及び会計管理の指導監査及びその実施のための調整に関すること。
- 七 福祉サービスの第三者評価・情報公表の推進に関すること。
- 八 生活福祉資金等に関すること。
- 九 引揚援護事業に関すること。
- 十 旧陸海軍関係者の復員及び一般邦人の帰還処理に関すること。
- 十一 旧陸海軍関係未復員者及び一般邦人未復員者の状況調査及び死亡認定に関すること。
- 十二 旧陸海軍関係者及び一般邦人の死亡報告、死亡告示並びに遺骨遺留品の伝達に関すること。
- 十三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族、遺族及び帰還者に対する諸給与金の支給に関すること。
- 十四 旧陸海軍関係者の恩給に関すること。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく遺族年金、障害年金（一時金）及び弔慰金に関すること。
- 十六 旧軍人軍属等の身分証明に関すること。
- 十七 戦没者遺家族、戦傷病者等及び法務関係者の援護に関すること。
- 十八 旧軍人軍属等戦傷病者援護団体及び遺族援護団体の指導に関すること。
- 十九 戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- 二十 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、社会福祉法（健康福祉政策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）、引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）、未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）、北朝

鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百四号）、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）、千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号。建築指導課において所掌するものを除く。）、千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第三十四号）等の施行に関すること。

健康福祉部 児童家庭課

- 一 児童（障害児を除く。）の福祉及び育成に関すること。
- 二 児童の虐待防止対策に関すること。
- 三 ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- 四 母子の保護に関すること。
- 五 ひとり親家庭等の自立支援に関すること。
- 六 母子保健に関すること。
- 七 児童の保健医療に関すること。
- 八 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（児童（障害児を除く。）の福祉、子育て支援事業（児童の虐待の防止、ひとり親家庭等及び母子保健に関するものに限る。次号において同じ。）及び困難な問題を抱える女性の自立支援に関するものに限る。）の指導監督に関すること（生活困難者の福祉に係るものを除く。）。
- 九 児童福祉司等の人材の育成及び確保に関すること。
- 十 児童福祉法（疾病対策課、子育て支援課及び障害福祉事業課において所掌するものを除く。）、母体保護法（昭和三十二年法律第五十六号）、社会福祉法（児童（障害児を除く。）の福祉、子育て支援事業、母子及び父子並びに寡婦の福祉並びに困難な問題を抱える女性の自立支援に関するものに限る。）、売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）、千葉県子どもを虐待から守る条例（平成二十八年千葉県条例第六十六号）等の施行に関すること。
- 十一 児童相談所、生実学校、富浦学園及び女性サポートセンターに関すること。
- 十二 その他児童（障害児を除く。）に関すること。

健康福祉部 障害者福祉推進課

- 一 障害者及び障害児の福祉に関する企画調査に関すること。
- 二 心身障害者扶養年金制度に関すること。
- 三 重度心身障害者及び重度心身障害児の保健医療に関すること。
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）、身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。更生医療及び精神通院医療に係る自立支援医療費、地域生活支援事業並びに障害福祉計画に関することに限る。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）、千葉県精神保健福祉センター設置管理条例（昭和四十五年千葉県条例第四十八号）、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第四十九号）等の施行に関すること。
- 五 障害者相談センター及び精神保健福祉センターに関すること。
- 六 障害者施策推進協議会、地方精神保健福祉審議会及び障害のある人の相談に関する調整委員会に関すること。
- 七 その他障害者及び障害児に関すること。

健康福祉部 障害福祉事業課

- 一 社会福祉事業団体及び社会福祉事業施設（障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。）の指導監督に関すること（生活困難者の福祉に係るものを除く。）。
- 二 障害児の療育に関すること。
- 三 児童福祉法（障害児に関するものに限る。）、社会福祉法（障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。）、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号。産業人材課において所掌するものを除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者福祉推進課において所掌するものを除く。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）、千葉県県立医療施設看護師等修学資金貸付条例（昭和五十七年千葉県条例第二号。千葉リハビリテーションセンターに係るものに限

る。)等の施行に関すること。

四 障害者介護給付費等不服審査会に関すること。

健康福祉部 医療整備課

一 医療法人等の指導及び監督等に関すること。

二 救急医療体制の整備に関すること。

三 医師確保対策に関すること。

四 看護師確保対策に関すること。

五 看護研修に関すること。

六 自治体病院の支援に関すること。

七 医療安全相談センターに関すること。

八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）、医療法（健康福祉政策課において所掌するものを除く。）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療機関の再編の事業に関する計画に係るものに限る。）、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、臓器の移植に関する法律（眼球の移植に関するものに限る。）、言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）、千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）、千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付条例（平成十九年千葉県条例第二号）、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）、千葉県医師修学資金及び看護師修学資金特例貸付条例（平成二十二年千葉県条例第二号）、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第五十七号）等の施行に関すること。

九 保健医療大学、鶴舞看護専門学校及び野田看護専門学校に関すること。

十 医療審議会（医療法に基づく病院等に係る許可及び医療法人に係る認可並びに地域における医師確保に関するものに限る。）に関すること。

十一 准看護師試験委員に関すること。

環境生活部 ヤード・残土対策課

- 一 有害使用済機器の保管等に係る指導（これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。）及び監視に関すること。
- 二 フロン類の管理等に係る指導及び監視に関すること。
- 三 使用済自動車の再資源化等に係る指導（これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。）及び監視に関すること。
- 四 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 五 特定自動車部品の保管等に係る指導及び監視に関すること。
- 六 再生土の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 七 特定再生資源屋外保管業に係る指導及び監視に関すること。
- 八 第二号及び第四号から前号までに掲げる事務に付随して行う廃棄物に係る指導及び当該指導を行うために必要な立入検査に関すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第一号、第三号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）の施行に関すること。

商工労働部 経済政策課

- 一 部内各課の連絡調整に関すること。
- 二 商工労働行政に係る立案、調整及び評価に関すること。
- 三 経済の国際関連施策に関すること。
- 四 貿易の振興に関すること。
- 五 商工会議所、商工会及びその連合団体に関すること。
- 六 中小企業団体中央会及び商工業者の組織する団体に関すること。
- 七 国際会議等の誘致に関すること。
- 八 アクアライン及び圏央道の活用促進に関すること。
- 九 ちば国際コンベンションビューローに関すること（コンベンションに係るものに限る。）。
- 十 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法

律第百八十五号)、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)、官公需についての中
小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)、生活関連物
資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措
置法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用
管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号。経済産業省の所管に
係るものに限る。)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法
律(平成五年法律第五十一号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律(成田空港政策課、産業振興課及び企業立地課において所
掌するものを除く。)等の施行に関すること。

十一 日本コンベンションセンター国際展示場に関すること。

十二 千葉県産業振興センターに関すること。

十三 その他部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

商工労働部 経営支援課

一 中小企業の金融に関すること。

二 金融機関との連絡調整に関すること。

三 信用保証協会に関すること。

四 中小企業構造の高度化に係る事業計画に関すること。

五 設備導入資金及び高度化資金に関すること。

六 商業、倉庫業及びサービス業の振興及び経営支援に関すること。

七 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)、小規模企業の事業活動の活
性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第
五十七号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる小規
模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)、小売商業調整特
別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)、商店街振興組合法(昭和三十七年法
律第百四十一号)、中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)、中小小売商
業振興法(昭和四十八年法律第百一号)、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第
九十一号)、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)、中小企
業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。エンジェル税制及び経営革新に係る
ものに限る。)、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年
法律第三十三号)、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促
進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)等の施行に関すること。

八 千葉県中小企業融資損失てん補条例(昭和四十一年千葉県条例第四十一号)の
施行に関すること。

九 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

農林水産部 団体指導課

- 一 農業協同組合の指導に関する事。
- 二 森林組合の指導に関する事（森林課において所掌するものを除く。）。
- 三 水産業協同組合の指導に関する事。
- 四 農事組合法人に関する事。
- 五 農業者年金に関する事。
- 六 農林業の金融に関する事。
- 七 農業共済に関する事。
- 八 水産業の金融及び共済に関する事。
- 九 農業協同組合等の検査に関する事。
- 十 千葉県農業信用基金協会の検査に関する事。
- 十一 森林組合の検査に関する事。
- 十二 水産業協同組合の検査に関する事。
- 十三 土地改良区等の検査に関する事。
- 十四 農業共済保険審査会に関する事。

農林水産部 環境農業推進課

- 一 食育の推進に関する事。
- 二 ちばエコ農業に関する部内の総括に関する事。
- 三 有機農業に関する部内の総括に関する事。
- 四 農薬の指導取締りに関する事。
- 五 植物防疫に関する事。
- 六 肥料に関する事。
- 七 環境保全型農業の推進に関する事。
- 八 農業生産工程管理の推進に関する事。
- 九 都市農業に関する事。
- 十 市民農園に関する事。
- 十一 食品リサイクルに関する事。
- 十二 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（水質保全課において所掌するものを除く。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）、食品表示法（健康づくり支援課及び衛生指導課において所掌するものを除く。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業に係るものに限る。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律

第三十七号。森林課及び水産課において所掌するものを除く。)等の施行に関する
こと。

県土整備部 用地課

- 一 部内の用地及び補償に関する指導及び総合調整に関すること。
- 二 部内の登記事務の指導に関すること。
- 三 国土交通省所管の公共用財産(港湾課において所掌するものを除く。)及び土木
工事によつて生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となつたものの管理及び処分に関
すること。
- 四 公共事業に係る移転資金の利子補給に関すること。
- 五 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準(昭和四十一年千葉県訓令第二号)
の施行に関すること。
- 六 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)、国土調査法(昭和二十六年法律第百
八十号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、租税特別措置法(昭和三十
二年法律第二十六号。特定住宅用地の認定に係るものに限る。)、公共用地の取
得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)、不動産の鑑定評価に関す
る法律(昭和三十八年法律第百五十二号)、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九
号)、公有地の拡大の推進に関する法律(市町村課において所掌するものを除
く。)、国土利用計画法(政策企画課において所掌するものを除く。)、土地基本法
(土地取引等の規制に関することに限る。)、所有者不明土地の利用の円滑化等
に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)等の施行に関すること。
- 七 土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 八 千葉県土地利用審査会、千葉県事業認定審議会及び千葉県地価調査委員会に関
すること。
- 九 千葉県土地開発公社の業務の監督等に関すること。

県土整備部 道路整備課

- 一 道路事業(有料道路に係るものを含む。)の調査、調整に関すること。
- 二 道路の新設及び改築に関すること。
- 三 都市計画道路事業に関すること。
- 四 連続立体交差の計画及び事業に関すること。
- 五 市町村道に関すること。
- 六 道路法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備特別措置法(道
路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特
別措置に関する法律(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、踏切道改良
促進法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、都市計画法(都市計画道路